

長久手市国際交流協会個人情報保護規定

(目的)

第1条 この規定は、個人の権利利益を保護するため、長久手市国際交流協会（以下「協会」という。）が取り扱うすべての個人に関する情報（以下、「個人情報」という。）の適正な取扱いに関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(方針)

第2条 協会は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）及びその他の関係法令を遵守する。

- 2 協会は、取り扱うすべての個人情報に対して、適切な管理を行う。
- 3 協会の事業に携わるすべての者は、その事業で取得した個人情報を第三者に提供してはならない。
- 4 協会は、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防ぐため、必要かつ適切な安全管理措置を講じるとともに、その改善に努める。

(利用目的の特定)

第3条 協会は、取得した協会員の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報を下記の目的で利用する。

- (1) 協会サービスの提供
- (2) 協会員の本人確認
- (3) 会費の請求
- (4) 問合せ対応
- (5) 協会のサービス等の変更及び休廃止の通知
- (6) 協会が提供する他サービス及び各種イベントのお知らせ

(個人情報の利用・提供)

第4条 協会は、サービスを提供するために必要な範囲で個人情報を取得し、取得目的の範囲内で利用及び提供を行う。

- 2 協会は、取得した個人情報を特定の個人が識別できない範囲内において集計及び分析に利用することができる。

(個人情報の開示等)

第5条 協会は、個人から自己に関する個人情報の開示請求があった場合、本人確認を行った上で、これに応じる。また、個人情報の内容の訂正等の申出があった場合も、速やかに対応する。ただし、各種選考に関することは開示しない。

- 2 個人情報の開示請求があった場合、手数料として1件1,000円を開示請求した個人に請求する。

(第三者提供への制限)

第6条 協会は、個人情報を取得目的の範囲内で利用し、適切な方法で管理するとともに、本人に個人情報の提供先とその利用目的を通知し、承諾を得ることを行わない限り、第三者に対して個人情報の開示及び提供をしてはならない。ただし、次の掲げる場合は、この限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると協会が判断したとき。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。